

米国における新型コロナウイルスと 事業中断保険を巡る動向

特命部長兼グループリーダー 主席研究員 牛窪 賢一

目 次

1. はじめに
2. 事業中断保険の概要と補償対象となるための条件
 - (1) 事業中断保険の概要
 - (2) 補償対象となるための条件
 - (3) 行政当局条項の概要
3. 訴訟の動向と主な争点
 - (1) 訴訟の動向
 - (2) 主な争点
4. 法案提出の動向と関連組織の見解
 - (1) 法案提出の動向
 - (2) 関連組織の見解
5. 今後に向けた取組
 - (1) コロナウイルスを補償対象とする特約
 - (2) パンデミックリスク保険制度の提案
 - (3) 事業継続プログラム（BCPP）の提案
6. おわりに

要旨

新型コロナウイルスの世界的流行に伴い、多くの事業者が休業を余儀なくされ、多額の損失を被っている。このような中で米国では、損害保険会社が提供している事業中断保険での保険金支払に関し一部の事業者が訴訟を提起している。また、事業中断保険での補償を遡及的に義務付ける法案が、州議会や連邦議会に提出されている。さらに、今後のパンデミックに備えて、パンデミックリスク保険制度や事業継続保護プログラム（BCPP）等の創設の提案もなされている。

このような状況を踏まえ、本稿では、米国での事業中断保険における補償内容、訴訟、法案提出の動向および法案に対する関連組織の見解、ならびに今後に向けた新たな制度の創設案等について紹介する。

上記のような事業中断保険を巡る状況が最終的にどのような形になるか明確になるまでにはまだ時間を要する。この動向によっては、損害保険会社の業績や支払能力だけでなく、事業中断保険に対する事業者のニーズにも大きな影響が及ぶ可能性がある。米国での動向は、わが国の損害保険会社が将来に向けて事業中断保険の商品内容、引受方針、関連サービス等のあり方について検討するうえで参考になると考えられる。

1. はじめに

新型コロナウイルスの世界的流行に伴い多くの国で甚大な被害が生じており、この影響は、各国の損害保険業界にも及んでいる。これらの全体的な状況については本号のもう1つのレポートで紹介しているので参照願う¹。

特に米国では2020年6月末現在、新型コロナウイルスによる感染者数は約260万人、死亡者数は約13万人と、ともに世界最大となっている²。2020年3月13日にトランプ大統領により国家非常事態宣言が発出され、その頃から、多くの州でも非常事態宣言が発出されるようになり、外出制限が実施された。多くの州でスーパーマーケット、薬局、銀行等の必要不可欠なサービス以外は原則休業となり、飲食店も持ち帰り、出前以外は禁止となった。また多くの工場が生産停止を余儀なくされた。これに対し、3月27日には、総額2兆ドルを上回る規模のコロナウイルス支援・救済経済安全保障法（Coronavirus Aid, Relief and Economic Stimulus Act : CARES 法）が成立し、この中には中小企業向け支援策も含まれている³。

飲食店、映画館等の多くの事業者が政府の命令により休業を余儀なくされ、多額の損失を被っている。このような中で、損害保険会社が提供している事業中断保険（Business Interruption Insurance : BI）⁴での保険金支払に関し一部の事業者が訴訟を提起している。また、事業中断保険で免責と規定されている場合でも補償を遡及的に義務付ける法案が、いくつかの州の議会や連邦議会に提出されている。一方、このような動きに対し、米国損害保険協会（APCIA）等の組織は、反対の意向を表明している。

さらに、今後のパンデミックに備えて、現行のテロリスク保険制度をモデルとするパンデミックリスク保険制度の創設や、連邦洪水保険制度（NFIP）を運営する連邦緊急事態管理庁（FEMA）を運営主体とする事業継続保護プログラム（BCPP）の創設等の提案がなされている。

このような状況を踏まえ、本稿では、米国での事業中断保険における補償内容、訴訟、法案提出の動向および法案に対する関連組織の見解、ならびに今後に向けた新たな制度の創設案等について2020年6月末までの公開情報を基に紹介する。

なお、本稿における意見・考察は筆者の個人的見解であり、所属する組織を代表するものではないことをお断りしておく。

¹ 濱田和博「新型コロナウイルスの損害保険業界への影響」損保総研レポート第132号（損害保険事業総合研究所、2020.7）

² Johns Hopkins University による。

³ この中小企業支援策は約3,500億ドル（後に約6,700億ドルに拡大）規模で、給与保護プログラム（Paycheck Protection Program : PPP）と呼ばれる。中小企業各社は、給与等の2.5カ月分または1,000万ドルのどちらか多い額まで、政府保証付きで借入を行うことができ、一定の条件を満たす場合には返済が免除される。

⁴ 引受保険会社によっては事業所得保険（Business Income Insurance）等と呼ばれることもあり、本稿ではこれらも含め、事業中断保険として扱う。飯野由佳子「中小企業向けのBI保険とBCP関連サービス—米国・イギリスを中心に—」損保総研レポート第130号（損害保険事業総合研究所、2020.1）も参照願う。なお、被保険者の事業が依存している他の事業者等（典型的な例では部品等の供給会社）の事業中断によって生じた、自社の事業中断による収入の損失等を補償する偶発的事業中断保険（Contingent Business Interruption Insurance）については本稿では基本的に対象としない。

2. 事業中断保険の概要と補償対象となるための条件

本項では、事業中断保険の概要について説明したうえで、補償対象となるための条件について説明する。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための政府の命令による休業に伴う損失については、事業中断保険に付帯される行政当局条項（civil authority provision）が適用されるとの見方があることから、本項の最後でこの概要も取り上げる。

(1) 事業中断保険の概要

一般的に事業中断保険は、企業向け財産保険の一部として、または特約を追加する形で、その分の追加保険料を支払ったうえで購入されている⁵。企業向け財産保険の下で補償対象とされている危険（例えば火災等）が、事業者の商業施設等に直接の物理的損失または損害を引き起こし、その結果として事業が中断された期間の損失を補償するものであり、事業中断がなければ得られたであろう収入の損失と、期間中に発生した継続的な営業費用を支払うものである⁶。保険サービス事務所（Insurance Services Office：以下「ISO」）⁷によると、米国の中小企業の約 30%が事業中断保険を購入している。

事業中断保険には、標準的な条件と免責規定を備えているものもあれば、特に規定した少数の免責を除くあらゆる偶然の原因から生じる損害を補償するオールリスク型のものもある。また、これらの中間的な位置付けのものもある⁸。

中小企業向けの事業中断保険では、ISO の「事業収入（および追加費用）補償約款（Business Income (and Extra Expense) Coverage Form）」や「建物および建物内財物補償約款（Building and Personal Property Coverage Form）」のような標準的な約款が使用されることが多い。一方、大企業向けでは、保険会社や保険ブローカー固有の約款を使用することが多い。これらの契約内容は保険会社、保険ブローカーと被保険者の交渉によって決まり、より複雑で、ISO の標準的な約款よりも補償の幅が拡張されていることが多いとされている⁹。

(2) 補償対象となるための条件

事業中断保険を購入している事業者の多くが、政府の命令による休業に伴う損失に対する補償を受けることが可能かどうか大きな関心を持っている。このような損失が補償対象となるかどうかは、保険契約の条件や損失の状況によって異なる。

標準的な事業中断保険では、ウイルスに起因する損失や損害は免責となっているこ

⁵ 例えば、トラベラーズは、同社の企業向け財産保険の一種であるビジネスオーナーズ保険等に付帯する形で事業中断保険を販売している。

⁶ 米国保険情報協会（Insurance Information Institute：I.I.I.）ウェブサイト

⁷ 主に保険会社向けに約款の作成や保険料率の算出に役立つ情報を提供している組織であり、保険・リスク関連の情報分析・提供会社である Verisk Analytics の傘下にある。

⁸ Jeff Dunsavage, “Business Interruption Coverage: Policy Language Rules” (Triple-I Blog, 2020.5.8)

⁹ David Goodwin & Greg Rubio, “Business Interruption Insurance - What you need to tell your clients” (Covington & Burling LLP, 2020.3.9)

となどから、補償対象とならないと考えられている（後記 b 参照）。ただし、オールリスク型の保険では、補償対象となる場合も考えられる。また、保険料が高いため購入されることは少ないながら、パンデミックに起因する損失の補償を含む事業中断保険も市場で販売されている¹⁰。

本項では、標準的な事業中断保険における、補償対象となるための主な条件として、「直接の物理的損失または損害があること」、「補償対象の危険に起因する損失または損害であること」、「復旧期間中のやむを得ない事業停止により実際の損失が発生していること」の 3 点を取り上げ、これらの概要を説明する¹¹。

a. 直接の物理的損失または損害があること

前記（1）のとおり、事業中断損失に対する補償は、基本的に企業向け財産保険の一部であり、通常、保険の対象となる財産に対する直接の物理的損失または損害（direct physical loss of or damage to the insured property）：以下「物理的損害」）によって被保険者の事業が停止された場合のみ補償対象となりうる¹²。

b. 補償対象の危険に起因する損失または損害であること

（a）主な補償対象と免責

事業中断保険において補償対象となるためには、前記 a の物理的損害は、補償対象の危険（peril）によって引き起こされたものでなければならない。標準的な事業中断保険における主な補償対象と免責は図表 1 のとおりであり、ウイルスは免責とされている¹³（この免責条項については後記（b）を参照願う）。なお、通常、事業中断保険で補償対象となる危険は、基となる財産保険で補償対象とされている危険である¹⁴。

¹⁰ Julie E. Nevins & Robert Lewin, “Will Business Interruption Insurance Provide Coverage for Coronavirus Losses?” (CPA Journal, 2020.4)

¹¹ 前掲脚注 9 に同じ。

¹² オールリスク型と呼ばれる保険でも、実際には、物理的損害の発生を補償の条件の 1 つとしていることが多い（出典は前掲脚注 8 に同じ）。

¹³ ただし、保険によっては、「カビまたは細菌」を免責として規定し、「ウイルス」が明記されていないものもあり、このような場合、新型コロナウイルスに起因する損失や損害にはこの免責規定が適用されない可能性がある（出典は前掲脚注 8 に同じ）。

¹⁴ ただし、保険ブローカーや保険会社固有の契約内容では、事業中断保険において補償対象となる危険の範囲が、基となる財産保険の適用範囲を超えている場合もある。

図表 1 標準的な事業中断保険における主な補償対象と免責

	補償対象	免責（補償対象外）
損失または損害の原因となる危険	○爆発 ○落下物 ○火災 ○雹（ひょう） ○氷 ○雷 ○破壊行為 ○雪圧 ○風	○ウイルス ○細菌 ○地震 ○洪水 ○軍事行動または戦争 ○土石流または泥流 ○核反応または放射線 ○停電

（出典：I.I.I.ウェブサイトをもとに作成）

(b) ウイルスに起因する損失や損害の免責条項

ISO の標準的な事業中断保険の約款では、ウイルスを免責とする 2 つの規定がある。1 つは約款本体の中にある汚染免責条項であり、もう 1 つは必須の特約となっているウイルス・細菌免責条項である。これらの概要は以下のとおりである。

- 汚染免責条項（約款本体）
 - ・「汚染物質（pollutant）の排出、飛散、浸透、移動、放出、または漏出」に起因する損失または損害は免責とされている¹⁵。
 - ・「汚染物質」とは、「煙、蒸気、煤、酸、アルカリ、化学物質、廃棄物を含む、固体、液体、気体もしくは熱刺激性物質または生物学的汚染物質（contaminant）」と定義されている。
 - ・「生物学的汚染物質」については約款中に定義されていないが、一般的には、細菌、ウイルス、真菌、寄生虫等による食品や環境の汚染等を意味すると理解されている。
- ウイルス・細菌免責条項（特約）
 - ・「身体的苦痛、病気もしくは疾患を誘発する、または誘発する可能性のあるウイルス、細菌、もしくはその他の微生物に起因する、またはそれらの結果生じた損失もしくは損害」は免責と規定されている（ISO 特約 CP01 40）。
 - ・この免責条項は、2003 年頃に流行した重症急性呼吸器症候群（SARS）による被害の経験を踏まえて、2006 年に ISO により必須の特約として導入された。

c. 復旧期間中のやむを得ない事業停止により実際の損失が発生していること

前記 a および b の要件に加えて、保険の対象となる財産への物理的損害が、復旧期

¹⁵ ただし、「汚染物質の排出、飛散、浸透、移動、放出、または漏出」が、補償対象となる危険（例えば火災等）に起因する場合には免責とならない。

間中におけるやむを得ない事業停止をもたらし、その停止により実際に損失が生じた場合に補償対象となりうる。標準的な事業中断保険では、「停止（suspension）」は、事業の完全な停止だけではなく、補償対象の危険から生じる「減速（slowdowns）」も含むと規定されている。

また、補償は復旧期間中にのみ適用される。これは、事業が停止し、補償対象の危険によって生じた物理的損害のために運営することができない期間だけが支払対象となりうることを意味する。一般的に、復旧期間のうち、事業停止から 72 時間以後の損失が補償対象となる（72 時間以内は免責）と規定されていることが多い（ただし、この期間は特約により変更することもできる）¹⁶。さらに、被保険者が保険金を受け取るためには、実際に被った損失額を定量的に示すことも必要になる。

（3）行政当局条項の概要

事業中断保険には、行政当局（civil authority）によって財産（施設等）が強制的に閉鎖されたことに伴う事業中断損失を補償するための行政当局条項が含まれている場合が多い。

行政当局条項による補償は、被保険者の隣接または近隣の施設等に物理的損害が生じたことに起因する行政当局の命令により、被保険者が自身の財産に（物理的損害がない場合も含め）立ち入りできなくなった場合の事業中断損失に対して適用される。

通常、事業中断保険の約款では、「個人、団体、組織、または政府機関の行為または決定（行動または決定の不履行を含む）に起因する、またはその結果として生じる損失または損害に対しては支払を行わない」と規定されている。行政当局条項は、この免責の一部を補償対象とするための追加補償条項である。

行政当局条項で付与される追加補償の対象となるためには、前記（2）同様、以下の条件をすべて満たすことが必要になる。

- 隣接または近隣の施設等への物理的損害が発生していること
- 損失または損害は補償対象の危険によって引き起こされたものであること
- 行政当局の閉鎖命令から 72 時間を超えても損失が発生していること

さらに、これらの条件に加えて、損害を受けた施設等の周辺地域への立ち入りが政府によって禁止されており、かつ、保険の対象となる財産がその地域内にあり、また損害を受けた施設等から 1 マイル（約 1.6km）以内であること等の条件も満たす必要がある。これらの条件を考慮すると、新型コロナウイルスに起因する事業中断損失は、行政当局条項によっても補償対象とならない可能性が高いとの見方が多い¹⁷。

¹⁶ 保険会社は、2000 年代のハリケーン被害等の経験を経てこの時間条項を追加するようになった。

¹⁷ Christopher J. Boggs, “Coronavirus (COVID-19): Does Business Income Respond?” (Insurance

3. 訴訟の動向と主な争点

本項では、米国における事業中断保険に関連する訴訟の動向と主な争点について紹介する。

(1) 訴訟の動向

2020年3月16日に、ルイジアナ州の飲食店により事業中断保険の補償に関する訴訟が提起され、その後多くの州において中小事業者が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために政府によって課された事業運営の禁止・制限のために被った損失に対する事業中断保険での補償を求めて、州の裁判所または連邦裁判所に様々な訴訟を提起している¹⁸。5月中旬時点で約300件の訴訟が係争中であり、訴訟件数は増加傾向にあるとされている¹⁹。

訴訟を提起している事業者は、飲食店に加え、クリーニング店、カジノ、映画館等幅広い業種に及ぶ。保険会社に保険金を請求したが支払を認められなかった場合の訴訟だけでなく、保険金請求を行う前から、保険契約者が補償を受ける権利があることを確立しようとする訴訟も提起されている。

一例を挙げれば、2020年4月、フロリダ州とニュージャージー州の飲食店がチャブに対し、事業中断保険の補償が、新型コロナウイルスに関連した政府の命令による閉鎖によって発動するとする裁定（declaratory rulings）を求める集団訴訟を連邦裁判所に提起している²⁰。

(2) 主な争点

原告側の主張は様々であるが、多くの訴訟に共通するのは、事業所内やその周辺での新型コロナウイルスの存在またはその疑いは物理的損害と認められるべきこと、政府の命令によって事業が閉鎖されたため、保険契約内の行政当局条項に基づいて補償が適用されるべきことなどとなっている²¹。

中でも、特にウイルスの存在またはその疑いが物理的損害と認められるかどうかという点が中心的な争点となっている。保険会社側は、ウイルスの存在またはその疑いは物理的損害とは認められないこと、ほとんどの事業中断保険にはウイルスに起因する

Journal, 2020.3.16)、Christopher J. Boggs, “How Business Income Responds to COVID-19 in Under 975 Words” (IIABA, 2020.4.13) ほか。

¹⁸ Jeff Dunsavage, “Business Interruption Coverage: Policy Language Rules” (Triple-I Blog, 2020.5.8)、Max H. Stern & Jessica E. La Londe, “Pandemic B.I. claims: After the sound and fury, where are we now?” (PropertyCasualty360, 2020.6.18) ほか。

¹⁹ Eric J. Robbie, “Two Recent Rulings Highlight Challenges For Policyholders in Business Interruption Coverage Litigation” (CMBG₃ Law, 2020.5.19)

²⁰ Gavin Souter, “Chubb faces COVID-19 business interruption suits” (Business Insurance, 2020.4.21)

²¹ 訴訟によっては、ウイルス・細菌免責条項は、2006年にISO等が開発し規制当局に届け出た際に、事実と異なる説明があったため無効であるとの主張まである（Gavin Souter, “Suit against Berkshire argues virus exclusions should be barred” (Business Insurance, 2020.6.16)）。

損失や損害の免責条項が含まれており、免責となることなどを主張している²²（図表 2 参照）。

双方の主張がどの程度認められるかは、被害の状況や契約内容によって異なるため、一概には言えない²³。仮に保険会社側の主張に反して、裁判所がウイルスの存在またはその疑いを物理的損害と認めた場合には、損害の原因が、補償対象となる危険であるかどうかが問われることになる。その場合も、汚染免責条項（前記 2. (2) b. (b) 参照）の適用により免責となると保険会社側は考えている。仮に裁判所が汚染免責条項の効力を認めなかった場合でも、ウイルス・細菌免責条項（前記 2. (2) b. (b) 参照）が付帯されている場合はやはり免責になるとされている。

さらに、ウイルス・細菌免責条項が付帯されていない契約の場合でも、ほとんどの事業中断保険では時間条項により、72 時間の免責時間が設定されている。このため、「補償対象となる損失」が発生するためには、72 時間を超えて損失が持続している必要がある²⁴。

なお、米国損害保険協会（American Property Casualty Insurance Association：以下「APCIA」）は、事業中断保険に関する訴訟の動向について、事業中断保険は通常、ウイルスに起因する損失を補償対象としておらず、このような危機時における訴訟の乱用は米国の復興の妨げになるとしている²⁵。

図表 2 原告側および保険会社側の主な主張

	原告（被保険者）側	保険会社側
物理的損害と認められるか	○事業所内やその周辺でのウイルスの存在またはその疑いは、物理的損害と認められるべきである。 ○保険会社が、財産に物理的な特性の変化がない場合を「物理的損害」から除外したかったのであれば、物理的損害の定義を約款にもっと明確に記載すべきであった。 ○ウイルスが物理的損害を引き起こす可能性がないのであれば、保険会社はそもそもウイルスを対象とする免責条項を設けるべきではなかった。	○物理的損害と認められるには、火災での建物の損壊に見られるような構造的な変化が必要である。ウイルスの存在またはその疑いだけでは構造的な変化は生じず、物理的損害とならない。 ○一般的に、物理的損害とは、財産の構造の明確で、実証可能な、物理的な特性の変化を意味すると理解されている。ウイルスがそのような損害を引き起こすことはない。
その他	○行政当局の命令によって事業が閉鎖されたため、保険契約内の行政当局条項に基づいて補償が適用されるべきである。	○ほとんどの事業中断保険にはウイルスに起因する損失や損害の免責条項が含まれており、免責となる。

（出典：各種資料をもとに作成）

²² Gavin Souter, “State high court refuses to fast-track COVID insurance case” (Business Insurance, 2020.5.15)、Christopher J. Boggs, “How Business Income Responds to COVID-19 in Under 975 Words” (IIABA, 2020.4.13) ほか。

²³ Michael Menapace, “Business Interruption Claims Related to COVID-19” (Triple-I Blog, 2020.4.1)

²⁴ Christopher J. Boggs, “Coronavirus (COVID-19): Does Business Income Respond?” (Insurance Journal, 2020.3.16)

²⁵ APCIA, “APCIA Releases Update to Business Interruption Analysis” (2020.4.28)

4. 法案提出の動向と関連組織の見解

本項では、事業中断保険で免責と規定されている場合でも事業中断損失に対する補償を遡及的に義務付ける法案、およびそのような法案が成立した場合の影響等についてのAPCIA 等の見解を紹介する。

(1) 法案提出の動向

米国では、損害保険業界に対し、事業中断損失を遡及して事業中断保険の補償対象とするよう圧力をかける動きがある。例えば、2020 年 3 月、米国下院の議員グループは、APCIA、全米相互保険会社協会（National Association of Mutual Insurance Companies：以下「NAMIC」）、米国独立代理店・ブローカー協会（Independent Insurance Agents & Brokers of America：以下「IIABA」）や主要保険会社等へ書簡を送り、新型コロナウイルスに起因する事業中断損失を事業中断保険の補償対象に含めるよう要請した。

3 月中旬以降、ニューヨーク州を含む複数の州において、新型コロナウイルスに起因する事業中断損失が保険契約上の免責とされているかどうかに関わらず、一定の条件のもとで、保険会社に遡及して補償対象とするよう求める法案が提出されている（図表 3 参照）。

同様の法案は連邦議会にも提出されている²⁶。4 月中旬に提案された 2020 年事業中断保険補償法（Business Interruption Insurance Coverage Act of 2020）は、事業中断保険に含まれているすべての免責条項をこの法律が施行された日から無効にするものであり、仮にこの法案が成立すれば、補償は遡及して適用され、事業中断損失が強制的に補償対象となるものと考えられる。

これらの法案の狙いは、事業中断保険の遡及適用により事業者（特に中小規模事業者）を救済することにあるが、損害保険業界を含む多くの関連組織から反対の意向が示されている。これまでのところ、法案の多くは保留中となっている。また、ルイジアナ州²⁷のように法案を取り消す動きもあり、総じて立法化の動きは鈍化している²⁸。

なお、これらの法案には、そもそも米国の全事業者の 60%以上は事業中断保険を購入しておらず、保険を購入していない事業者には法律の効果が及ばないといった問題があることも指摘されている²⁹。

²⁶ Peter Littlejohns, “Two months of retroactive insurance could wipe out half of P&C capital and surplus, says AM Best” (NS Insurance, 2020.5.6)

²⁷ ルイジアナ州の保険長官は、このような法案が可決されたら損害保険業界は破綻してしまうとの懸念を示していた。

²⁸ Max H. Stern & Jessica E. La Londe, “Pandemic B.I. claims: After the sound and fury, where are we now?” (PropertyCasualty360, 2020.6.18)

²⁹ 前掲脚注 23 に同じ。

図表 3 各州における法案提出の動向 (注1)

州	法案名、状況	概要
ニューヨーク	AB 10226 (保留中)	○新型コロナウイルスに起因する「国家緊急事態宣言がなされた期間中の事業または事業の中断に関するすべての損失」について、保険契約上の支払限度額に従って保険会社に補償を義務付ける。 ○州で非常事態宣言が発出された3月7日の時点で有効な事業中断保険がこの法案の下での対象となる。 ○保険会社は、保険金の払戻しを州当局に求めることができる。
ニュージャージー	AB 3844 (保留中)	○州の非常事態宣言の期間における、中小規模事業者による事業中断損失を保険会社に強制的に補償させる。
ルイジアナ	HB 858 (廃案) (注2)	○新型コロナウイルスに起因する事業中断損失を補償対象とすることを保険会社に義務付ける。
マサチューセッツ	SD 2888 (保留中)	○財産保険契約において、契約条件や免責条項にかかわらず、事業中断損失も補償することを提案している。
オハイオ	HB 589 (保留中)	○事業中断保険について、非常事態宣言が発出された際のウイルスに起因する損失の補償を保険会社に義務付ける。
ペンシルベニア	HB 2372 (保留中)	○新型コロナウイルスによるパンデミック発生時の事業中断損失に対する補償を保険会社に義務付ける。
ロードアイランド	COVID-19 パンデミック保険回復法 (保留中)	○事業中断保険において免責とされている場合でも、新型コロナウイルスに起因する事業中断損失への補償を保険会社に義務付ける。 ○従業員数100人未満の事業者に適用される。 ○保険会社は、保険金の払戻しを州当局に求めることができる。
サウスカロライナ	SB 1188 (保留中)	○財産保険契約において、免責条項にかかわらず、新型コロナウイルスに起因する事業中断損失の補償を保険会社に義務付ける。 ○従業員数150人以下の事業者に適用される。 ○保険会社は、保険金の払戻しを州当局に求めることができる。

(注1) 上表に掲載した州のほか、ワシントン D.C.でも、新型コロナウイルスに起因する事業中断損失の補償を遡及して義務付ける法案が提出されたが、その後取り消されている。

(注2) 2020年5月に廃案となり、今後の事業中断保険の免責事項を明確に規定することを保険会社に求める法案に置き換わることとなった。

(出典：PropertyCasualty360 ウェブサイトほかをもとに作成)

(2) 関連組織の見解

本項では、前記(1)の法案に対する APCIA 等主な関連組織の見解を紹介する。

a. APCIA の見解

APCIA は、保険契約を遡及的に書き換え、本来補償対象ではない損失を強制的に補償対象にする法案に強く反対するとし、主な反対理由として以下の点を挙げている³⁰。

- 事業中断保険は、ウイルスに起因するリスクを補償するための保険料が計算・徴収されておらず、そのための再保険も購入されていない。
- 保険契約を遡って書き換えることは、私的契約を侵害するものであり、違憲である。将来の保険契約の確実性を損ね、個人、企業を含むすべての保険契約者に大

³⁰ APCIA, “Fact Sheet: COVID-19 & Business Interruption” (2020.4.8)

きな悪影響を及ぼす可能性がある。

- 自然災害が増加している現在、損害保険業界の安定性は特に重要である。業界の安定性が損なわれれば、こうした保険契約者たちを危険にさらす恐れがある。

APCIA は、中小規模事業者の事業中断損失の大きさについて図表 4 のとおり推計している。米国の損害保険業界全体の契約者剰余金（資本）は約 8,000 億ドルであるが、中小事業者の事業中断損失をすべて保険でまかなうと仮定すると、これまで 100 年以上にわたって積み上げてきたこの剰余金がわずかに数週間で枯渇するとしている³¹。

なお、APCIA は、保険化が可能なリスクには 6 つの基準があり、パンデミックに起因する事業中断損失は、これらすべての基準に合致しないとしている（図表 5 参照）。

図表 4 APCIA による事業中断損失の推計

	小規模事業者 (従業員数 100 人未満)	中小規模事業者 (従業員数 500 人未満)
事業中断損失 (1 カ月あたり)	2,550 億ドル～4,310 億ドル ^(注)	3,930 億ドル～6,680 億ドル
企業向け財産保険の保険料 全体 (月 45 億ドル) との比較	50 倍～100 倍	85 倍～150 倍

(注) 従業員数 100 人未満の小規模事業者において、実際に事業中断保険を購入している事業者の事業中断損失は 520 億ドルから 2,230 億ドルと推計されている。

(出典：APCIA, “APCIA Releases Update to Business Interruption Analysis” (2020.4.28) をもとに作成)

図表 5 保険化が可能なリスクの条件とパンデミックに起因する事業中断損失

保険化が可能なリスクの条件	パンデミックに起因する事業中断損失は 左記の条件を満たすか？
少数の者の損失を、保険契約者全体にわたって分散できる。	否 影響は極めて広範囲にわたって、ほぼ同時に進行するため、少数の者の損失を全体で分散することができない。
損失は偶然、無作為であり、かつ意図的でない。	否 事業の閉鎖や人々の移動の制限を求める政府の決定は意図的なものである。
損失は、明白かつ計測可能なものでなければならない。	否 損失の大きさは非常に不確実性が高く、また政府の決定に依存している。
損失は、リスクプール全体に破綻をもたらすものであってはならない。	否 損失は、大多数の保険契約者に同時に発生し、業界全体の支払能力を脅かす。
適切な保険料設定のため、損失の確率は計算可能でなければならない。	否 信頼に足る過去の損失データが存在しないため、適切な保険料の算出ができない。
保険料は、経済的に手頃な価格でなければならない。	否 巨額の保険金支払につながる可能性があるため、保険料もそれに見合う水準にならざるをえない。

(出典：Robert Hartwig & APCIA, “Uninsurability of Mass Market Business Continuity Risks from Viral Pandemics” (APCIA, 2020.5.26) をもとに作成)

³¹ APCIA, “APCIA Releases Update to Business Interruption Analysis” (2020.4.28)

b. 主な関連組織の見解

APCIAに加え、多くの関連組織が、前記（1）の法案の問題点について見解を公表している。この概要は図表 6 のとおりである。

図表 6 主な関連組織の見解

	主な見解
米国財務省	○法案は保険契約上の義務と根本的に矛盾している。 ○保険業界が保険契約者にサービスを提供する能力を脅かす。 ○財務省は、保険会社、連邦および州の当局者等と協力して現在および将来のパンデミックに起因する損失に対処する。
全米保険庁長官会議（NAIC）	○損害保険業界における他の保険種目の保険金支払能力も著しく損なわれ、米国全体における現在の負の財政的・経済的影響を悪化させる。
米国保険情報協会（I.I.I.）	○損害保険業界の財務的安定性に取り返しのつかない損害をもたらし、保険会社は、必要な保険を手頃な価格で提供するという重要な役割を果たせなくなる。 ○事業中断保険を購入した事業者に対し保険会社に支払を強制する場合、この支払総額は 2020 年末までに約 4,850 億ドルにのぼる。 ○業界の剰余金が現在の 8,000 億ドルの半分の 4,000 億ドルを下回ると、数百の保険会社が経営危機に陥る可能性がある。
AM Best	○保険業界の保険金支払能力に重大な影響を及ぼし、長期的に保険料設定、保険の利用可能性、引受に対する信頼に悪影響を及ぼす可能性がある。 ○特に、ビジネスオーナーズ保険や企業総合保険（Commercial Multiple Peril Policy）を中心に引き受けている中小保険会社が大きな影響を受ける。 ○多くの中小保険会社が破綻するだけでなく、大手保険会社を含む株価の下落や信用状況の悪化も引き起こす。

（出典：各組織のウェブサイトほかをもとに作成）

c. 保険の専門家に対する調査の結果

全米保険庁長官会議（National Association of Insurance Commissioners : NAIC）の独立調査部門である保険契約研究センター（Center for Insurance Policy and Research : CIPR）は、ウィスコンシン大学ビジネススクールのリスク・保険部門と連携し、事業中断補償の問題に関する、保険の専門家の考えを調査した。調査に参加した保険専門家 50 人以上の回答結果は図表 7 のとおりである。

保険の専門家の多くは、新型コロナウイルスに起因する事業中断損失を遡及して補償対象とすることを義務付ける法案は、保険業界の支払能力を脅かすと考えている。また、ほとんどの専門家が、パンデミックリスクを補償対象とする事業中断保険は民間市場では効率的に提供できないと考えている。

回答者のおよそ半分は、パンデミックリスクを補償する保険を提供できるのは連邦政府だけであると考えており、連邦政府の強みとして、課税、長期借入等によってコストを時間的にも分散できること等が挙げられている。ただし、連邦政府または民間市場いずれが保険を提供する場合でも、適切な保険料率を設定すること、および手頃な価格で提供することが大きな課題になると指摘された。

回答者の多くが、効果的な連邦政府との連携があれば、民間市場がパンデミックに対する事業中断保険を提供できると考えている。ただし、テロリスク保険制度をモデルと

する保険制度の創設（後記 5.（2）参照）が適切かどうか疑問視する意見もあったとされている。

図表 7 保険の専門家に対するアンケートの回答割合

（単位：％）

	強く 同意	同意	不明	反対	強く 反対
（州や連邦において、事業中断保険での支払を義務付ける法案が提案されている）この前提で政府からの支援がなかった場合、保険金支払は、事業中断保険を提供する保険会社の契約者剰余金（資本）の総額を上回ると思うか？	<u>40.1</u>	<u>42.6</u>	13.5	0.0	3.8
パンデミックリスクを補償対象とする事業中断保険を民間市場で効率的に提供することは可能か？	2.5	10.4	10.4	<u>42.6</u>	<u>34.1</u>
パンデミックリスクのための事業中断保険を提供できるのは連邦政府だけだと言えるか？	<u>18.7</u>	<u>26.4</u>	16.4	<u>32.4</u>	6.0
効果的な政府との連携があれば、民間市場の事業中断保険によりパンデミックリスクを補償することは可能か？ （例えば、テロリスク保険制度では、連邦政府が再保険の引受により民間保険会社を支援している）	<u>15.6</u>	<u>52.5</u>	12.5	13.6	5.8

（出典：Department of Risk and Insurance at the Wisconsin School of Business & Center for Insurance Policy and Research at the National Association of Insurance Commissioners, “Pandemic Business Interruption Insurance Coverage: Insights from WSB Survey of Insurance Experts”（2020.5.15）をもとに作成）

5. 今後に向けた取組

本項では、今後に向けた取組として、コロナウイルスを補償対象とする特約、今後のパンデミックに備えるためのパンデミックリスク保険制度の創設案、事業継続保護プログラム（BCPP）の創設案について説明する。

（1）コロナウイルスを補償対象とする特約

2020 年 2 月、ISO は、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応し、同ウイルスに起因する事業中断損失を限定的に補償する事業中断保険を提供するために、企業向け財産保険約款に付帯して使用できる 2 種類の新しい特約を開発した³²。これらの特約は、政府の命令により被保険者の敷地を閉鎖したり、敷地の全部または一部を隔離したりしたことにより発生した事業損失および追加費用を補償するものであり、概要は図表 8 のとおりである。

今後、保険会社が自社の戦略として、新型コロナウイルスに起因する政府の命令による事業中断損失の補償を事業者を提供していく場合には、このような特約を含む事業

³² Julie E. Nevins & Robert Lewin, “Will Business Interruption Insurance Provide Coverage for Coronavirus Losses?” (CPA Journal, 2020.4)、Christine G. Barlow, “Coronavirus spurs ISO to provide business interruption endorsement” (PropertyCasualty360, 2020.2.10)

中断保険を引き受けていくことが想定される。

図表 8 コロナウイルスに関する行政当局命令による事業中断損失を補償対象とする特約

	コロナウイルスに関する 行政当局命令のための限定的補償	コロナウイルスに関する 行政当局命令のための限定的補償 (公共交通機関の使用制限 に関する命令を含む)
補償対象	○コロナウイルスの感染または感染拡大を防止するために、行政当局が施設の閉鎖を命じたり、施設の全部または一部を隔離することを命じたりしたために発生した事業収入の実際の損失または必要な追加費用について補償する。 ○補償は、事業停止後直ちに開始され、行政当局の命令が有効である期間適用される。	○左記と同様。 ○ただし、物件が所在する地域において、公共のバス、鉄道、フェリー等の路線、または関連する駅やターミナルの閉鎖または使用の制限を行政当局が命令した場合の補償を含む。
支払限度額	○損失が何度発生した場合でも、保険期間中の支払総額は、事前に合意した「支払限度額」が上限となる。	
主な免責	○疾病、損害、恐怖、不安を引き起こす目的で、人や集団によって意図的にウイルスが拡散されたり、持ち込まれたりした場合 ○汚染または汚染の疑いによる敷地内の清掃または消毒費用 ○汚染された、または汚染された疑いのある財産を処分するための費用 ○体液または廃棄物を消毒または廃棄するための費用 ○コロナウイルスの存在の検査またはモニタリングを実施するための費用 ○管理者を含む従業員の感染または感染の疑いによる休業に起因する損失または費用 ○被保険者に対して課せられた罰金または罰則による費用	

(出典：Christine G. Barlow, “Coronavirus Spurs ISO to Provide Business Interruption Endorsement” (PropertyCasualty360, 2020.2.10) ほかをもとに作成)

(2) パンデミックリスク保険制度の提案

a. 法案の概要

将来のパンデミックによる事業者の経済的損失を補償するために連邦政府の支援を含む仕組を創設する法案が、連邦議会に提案されている。この法案は、2020 年パンデミックリスク保険法 (Pandemic Risk Insurance Act of 2020 : 以下「PRIA」) と呼ばれており、2001 年の同時多発テロ攻撃を踏まえて 2002 年に策定されたテロリスク保険法 (Terrorism Risk Insurance Act : 以下「TRIA」)³³をモデルにしている³⁴。

PRIA により提案されているパンデミックリスク保険制度は、テロリスク保険制度と同様に、官民連携の仕組であり、連邦政府は再保険の役割を担うことが想定されている。保険会社の参加は任意であり、参加する保険会社は、パンデミックリスクを補償対象とする事業中断保険を提供する。

³³ TRIA は、民間の損害保険会社が引き受けた企業保険契約のテロ行為による損害について、連邦政府が一定割合の支援を行うテロリスク保険制度 (Terrorism Risk Insurance Program) について規定している。当初は 2005 年までの時限立法であったが、期限を迎えるたびに延長されてきた。詳細は、中江俊「米国テロリスク保険の概要ーテロリスクの特性と課題を中心にー」損保総研レポート第 107 号 (損害保険事業総合研究所、2014.4) を参照願う。

³⁴ Joseph Cortina, “Pandemic Risk Insurance Act to Be Introduced in House” (Independent Agent magazine, 2020.5.21)

PRIA の 5 月 11 日付の草案³⁵によれば、連邦政府による支払は、公衆衛生サービス法（Public Health Service Act）に基づく非常事態宣言が発出され、保険業界の被保険者の損失総額が 2 億 5,000 万ドルを超えた場合に発動される。この保険制度全体での年間の総支払限度額は 7,500 億ドルとなっており、この額に至るまで、連邦政府の負担分は、この制度の下で定義された保険会社ごとの控除額（連邦政府にとっての免責部分）を上回る保険損害の 95%であり、残りの 5%は各保険会社が負担する。保険会社ごとの控除額は、「前年における各保険会社の全損害保険種目の元受既経過保険料の 5%相当の額」と定義されている³⁶。

b. 法案に対する見解

米国の多くの企業が会員となっている RIMS（Risk and Insurance Management Society）³⁷、ならびに全米小売業協会（National Retail Federation：NRF）および全米レストラン協会（National Restaurant Association：NRA）等を含む 17 の業界団体も、連邦議会等に書簡を送り、パンデミックリスク保険制度の創設を求めている。

一方、多くの保険会社や保険業界団体は、テロリスク保険制度をモデルにしたパンデミックリスク保険制度の有効性に懸念を示している。その理由として主に以下の内容が挙げられている³⁸。

- パンデミックリスクはテロリスクとは根本的に異なる（テロ攻撃は、地理的な範囲や頻度等に限度がある。しかし、パンデミックは比較にならないほど広範囲かつ継続的に被害が生じる）。
- 保険金支払が巨額に及ぶ可能性があり、対応できるのは連邦政府だけである。
- パンデミックリスクに対する公衆衛生上の危機対応は、リスクベースの保険引受では対応しきれない。
- 損害保険会社が将来のパンデミックの責任を負担することは、保険料へのコストの上乗せを意味し、消費者にとって保険の購入が困難になる。

このような考え方から、APCIA や NAMIC は、将来のパンデミックに起因する損失

³⁵ この草案には、事業中断保険に加え興行中止保険（Event Cancellation Insurance）も対象とすること、この制度の当初の有効期間は 7 年間であること等も含まれている（Susanne Scalfane, “P/C Insurers Back a Federal Pandemic Loss Fund But Not a Backstop Like TRIA”（Insurance Journal, 2020.5.19））。

³⁶ 個々の保険会社の視点では、前年の元受既経過保険料の 5%に相当する額までは自社で全額負担し、それを超える支払については、制度の支払上限である 7,500 億ドルに至るまで、連邦政府が 95%を負担し、自社の負担は 5%となる。なお、7,500 億ドルを超える部分の損害については連邦政府も保険会社も支払責任を負わないため、被保険者自身の負担になると考えられる（Susanne Scalfane, “Insurance Groups Team Up on Federal ‘Business Continuity Protection Program’”（Carrier Management, 2020.5.21））。

³⁷ RIMS は、ニューヨークに本拠を置き、米国およびカナダを中心に展開する世界最大のリスクマネジメント団体である。

³⁸ Susanne Scalfane, “Insurance Groups Team Up on Federal ‘Business Continuity Protection Program’”（Carrier Management, 2020.5.21）

については、連邦政府が再保険を引き受けるだけでなく、全額負担すべきであるとしている³⁹。

(3) 事業継続保護プログラム (BCPP) の提案

2020年5月21日、APCIA、NAMIC、およびIIABAの3団体は、将来のパンデミックにより事業者が財務上の困難に直面したときに支援を行う連邦プログラムである事業継続保護プログラム (Business Continuity Protection Program : 以下「BCPP」) の創設案を公表した⁴⁰。この概要は図表9のとおりである。

BCPPは、「パンデミックリスクは、あまりにも広範囲かつ大規模で、かつ予測不可能なため、民間保険業界では引き受けられず、政府による長期的な解決策を必要としている」との考え方に基づいている。政府が再保険の引受により背後から支援するパンデミックリスク保険制度では有効に機能しない(前記(2)b参照)との考え方から、BCPPでは支払責任はすべて政府が負担する仕組みとなっている。

BCPPは、公衆衛生上の非常事態宣言後、閉鎖を指示された雇用主に対し、簡明で即時の支払を提供するものである。「事業収入代替支援」として3カ月間、従業員の給与、福利厚生、および営業費用の最大80%を支払う。

事業者は、BCPPに自主的に参加している州の規制・監督下にある民間の保険事業者(保険会社または保険仲介者)を通じて、希望するレベルの「事業収入代替支援」を購入することができる。BCPPは、民間保険会社等の支援のもと、連邦緊急事態管理庁(Federal Emergency Management Agency : 以下「FEMA」)⁴¹によって運営される⁴²。また、BCPPでは連邦政府の負担が過大にならないよう、民間の再保険を購入することも想定されている。

³⁹ Susanne Sclafane, “P/C Insurers Back a Federal Pandemic Loss Fund But Not a Backstop Like TRIA” (Insurance Journal, 2020.5.19)

⁴⁰ APCIA, NAMIC, IIABA, “Insurance Trades Unveil Federal Pandemic Solution” (2020.5.21)、Wyatt Stewart, “Big ‘I’ Announces Support for Business Continuity Protection Program” (Independent Agent magazine, 2020.5.21)、Heather Turner, “Insurance groups unveil the Business Continuity Protection Program: The proposed federal program would help businesses meet the financial challenges from future pandemics” (PropertyCasualty360, 2020.5.22) ほか。

⁴¹ FEMAは、米国内のあらゆる大災害に対する準備、予防、影響の軽減、発生した場合の対応および復旧という連邦政府の機能を実践する役割を担う組織である。

⁴² BCPPの仕組みは、民間保険業界の支援も得ながらFEMAが運営する等、連邦洪水保険制度(National Flood Insurance Program : 以下「NFIP」)と類似する部分が多い。NFIPは、1968年に連邦議会で可決された全米洪水保険法(National Flood Insurance Act)に基づき創設された連邦直営の自然災害保険制度である。NFIPでは、洪水保険が民間の保険会社や保険仲介者を通じて販売されている。保険会社は、保険販売および保険金支払業務等を行い、その手数料を受領するが、保険金支払責任は負わず、すべての支払責任は連邦政府が負っている。一方、NFIPとは異なるBCPPの特徴として、パラメトリックなトリガー(非常事態宣言の発出等)や一定の計算式に基づく支払等も挙げられている。なお、NFIPの詳細については、損害保険事業総合研究所「諸外国における保険業界の自然災害に対する防災・減災の取組について」(2017.3)、損害保険事業総合研究所「諸外国の自然災害に対する保険制度の実態」(2013.3)、松岡順「米連邦洪水保険制度(NFIP)の現状」損保総研レポート第93号(損害保険事業総合研究所、2010.10)等を参照願う。

今後、APCIA、NAMIC、IIABA の 3 団体は、BCPP の策定に向けて、連邦議会やトランプ政権、保険契約者グループ等と協力して計画を進めるとしている。

図表 9 事業継続保護プログラム（BCPP）の概要

	主な内容
目的	○将来、公衆衛生上の非常事態宣言が発出されたときに、民間部門に適時かつ効率的な財政保護と給与支援を提供することで、国の経済的な回復力を強化する。
運営主体	○FEMA が運営し、民間事業者（保険会社、保険仲介者）からの限定的な支援を受ける。
対象事業者	○米国内で法人化されたすべての事業者であり、非営利団体を含む。
申込方法	○申込は、事業者の過去の年次確定申告書を使用して行う。 ○事業者は、連邦政府のパンデミックリスク軽減ガイドライン等 ^(注) を遵守すること、および受け取った資金を事業と雇用の存続のために使用することを宣誓する。
保険料率	○BCPP の運営者によって決定され、各事業者が代替しようとする給与や費用等の一定割合として計算される。 ○保険料率は、地域、業界、リスクを問わず、すべての事業者に対し一律である。
支払対象	○3 カ月間の給与、福利厚生、営業費用の最大 80%（事業者は希望の補償レベルを事前に選択できる）を事業者に支払う。
支払の条件等	○公衆衛生上の非常事態宣言が発出された場合には、自動的に救済措置が発動され、直ちに支払が実行される（書類作成や損害調査は不要）。 ○BCPP に自主的に参加している州の監督下にある保険事業体を通じて、希望するレベルの「事業収入代替支援」を購入することが必要。 ○この購入は、大統領による非常事態宣言発出の少なくとも 90 日前までになされる必要がある。 ○支払後に、資金の有効な使用がなされているかどうか監視し、必要な場合、資金の返済や罰金の適用等も求める。
再保険等のリスク軽減策	○毎年、受領した保険料をもとにした再保険の購入を検討する。 ○リスク軽減の専門家と協力して、事業者向けのパンデミックリスク軽減ガイドラインや安全基準を作成し、申込時や支払時に事業者に提供する ^(注) 。

(注) 保険業界は、これらのガイダンス等を策定するよう、政策立案者に働きかけるとされている。

(出典：APCIA, NAMIC, IIABA, “Insurance Trades Unveil Federal Pandemic Solution” (2020.5.21)

ほかをもとに作成)

6. おわりに

事業中断保険による米国の損害保険会社における 2020 年第 1 四半期の業績への影響は総じて限定的なものであった。しかし、事業中断保険での保険金請求は増加しており、第 2 四半期以降、影響が大きくなる可能性がある。前記 3 から 5 の訴訟、法案、および新たな制度の創設等の行方や、これらによる損害保険業界への影響は現時点では明確になっておらず、最終的な影響がどの程度になるか判明するまでにはまだ時間がかかると考えられる。

これまでのところ、わが国での新型コロナウイルスに起因する被害は、米国ほど大きなものとはなっていない。しかし、将来のパンデミックリスクに備えるという観点では、現在および今後の米国における動向は、わが国の損害保険会社が事業中断保険の商品内

容、引受方針、関連サービス提供等のあり方について検討するうえで参考になる可能性があるだろう。

わが国では、政府による休業要請に伴い、一時的に事業を停止した事業者が多かった。これらの損失に対する支援金等の支払は基本的に政府が担っており、保険を通じた補償については米国の場合ほど注目されていない。事業者への政府からの支援金等については、支払時期が遅い、金額が十分でない等の声も聞かれた。この背景には、困窮した事業者に対する支援の仕組が事前に準備されていなかったことが挙げられよう。

米国の損害保険業界が主張しているように、パンデミックリスクに対し民間の保険業界が十分な補償を提供することは困難であり、将来のパンデミックに備えるうえで政府の役割は大きい。では、保険会社が果たすことができる役割はどのようなものであろうか。政府と保険業界とが連携した新たな仕組を検討する場合には、例えば米国で保険業界団体が提案している事業継続保護プログラム（BCPP）の創設が参考になるかもしれない。BCPP では、支払責任は全面的に政府が負担するものの、販売面において保険業界のインフラやノウハウを活用することが想定されている。

もっと身近な実務面においては、事業中断保険の約款の規定が明確であり誤解の余地がないこと、何が補償対象であり、何が免責なのか保険契約者が事前に十分に理解できるものであること等が求められていると言えよう。また、パンデミックに起因する損失を保険で引き受けることができない場合でも、保険会社は事業者に対し将来のパンデミックに備えるための的確なアドバイスを行うことで貢献できる可能性がある。

わが国においても、事業中断損失に対する補償は、パンデミックリスクの視点からだけでなく、頻発化する自然災害やサイバー攻撃⁴³等に伴う被害拡大への懸念から、今後注目度が高まるのではないだろうか。事業を継続し、業績への影響を最小限に食い止めるための事業継続計画（Business Continuity Plan：BCP）や事業継続マネジメント（Business Continuity Management：BCM）に関する事業者へのアドバイスもますます重要になろう。新型コロナウイルスの影響により、補償や関連サービスに対する事業者側のニーズも変化する可能性がある。保険会社はニーズの変化に注意しながら、機敏に対応していく必要があるだろう。

⁴³ サイバーリスク、サイバー保険、および「サイバー攻撃に起因する事業中断損失の補償」等については、損害保険事業総合研究所「欧米地域におけるサイバー保険関連動向」（2019.9）、金奈穂「サイレント・サイバーリスクを巡る動向ー米国・イギリスを中心にー」損保総研レポート第126号（損害保険事業総合研究所、2019.1）、および牛窪賢一「米国におけるサイバー保険の動向」損保総研レポート第120号（損害保険事業総合研究所、2017.7）等を参照願う。

＜参考資料＞

- ・飯野由佳子「中小企業向けの BI 保険と BCP 関連サービスー米国・イギリスを中心にー」 損保総研レポート第 130 号（損害保険事業総合研究所、2020.1）
- ・牛窪賢一「米国におけるサイバー保険の動向」 損保総研レポート第 120 号（損害保険事業総合研究所、2017.7）
- ・金奈穂「サイレント・サイバーリスクを巡る動向ー米国・イギリスを中心にー」 損保総研レポート第 126 号（損害保険事業総合研究所、2019.1）
- ・損害保険事業総合研究所「欧米地域におけるサイバー保険関連動向」（2019.9）
- ・損害保険事業総合研究所「諸外国における保険業界の自然災害に対する防災・減災の取組について」（2017.3）
- ・損害保険事業総合研究所「諸外国の自然災害に対する保険制度の実態」（2013.3）
- ・中江俊「米国テロリスク保険の概要ーテロリスクの特性と課題を中心にー」 損保総研レポート第 107 号（損害保険事業総合研究所、2014.4）
- ・濱田和博「新型コロナウイルスの損害保険業界への影響」 損保総研レポート第 132 号（損害保険事業総合研究所、2020.7）
- ・松岡順「米国連邦洪水保険制度（NFIP）の現状」 損保総研レポート第 93 号（損害保険事業総合研究所、2010.10）
- ・APCIA, “APCIA Releases Update to Business Interruption Analysis”（2020.4.28）
- ・APCIA, “Fact Sheet: COVID-19 & Business Interruption”（2020.4.8）
- ・APCIA, NAMIC, IIABA, “Insurance Trades Unveil Federal Pandemic Solution”（2020.5.21）
- ・Christopher J. Boggs, “Coronavirus (COVID-19): Does Business Income Respond?” (Insurance Journal, 2020.3.16)
- ・Christopher J. Boggs, “How Business Income Responds to COVID-19 in Under 975 Words” (IIABA, 2020.4.13)
- ・Christine G. Barlow, “Coronavirus spurs ISO to provide business interruption endorsement” (PropertyCasualty360, 2020.2.10)
- ・David Goodwin & Greg Rubio, “Business Interruption Insurance - What you need to tell your clients” (Covington & Burling LLP, 2020.3.9)
- ・Department of Risk and Insurance at the Wisconsin School of Business & Center for Insurance Policy and Research at the National Association of Insurance Commissioners, “Pandemic Business Interruption Insurance Coverage: Insights from WSB Survey of Insurance Experts”（2020.5.15）
- ・Eric J. Robbie, “Two Recent Rulings Highlight Challenges For Policyholders in Business Interruption Coverage Litigation” (CMBG₃ Law, 2020.5.19)
- ・Gavin Souter, “Chubb faces COVID-19 business interruption suits” (Business Insurance, 2020.4.21)
- ・Gavin Souter, “State high court refuses to fast-track COVID insurance case” (Business Insurance, 2020.5.15)

- Gavin Souter, “Suit against Berkshire argues virus exclusions should be barred” (Business Insurance, 2020.6.16)
- Heather Turner, “Insurance groups unveil the Business Continuity Protection Program: The proposed federal program would help businesses meet the financial challenges from future pandemics” (PropertyCasualty360, 2020.5.22)
- Jeff Dunsavage, “Business Interruption Coverage: Policy Language Rules” (Triple-I Blog, 2020.5.8)
- Joseph Cortina, “Pandemic Risk Insurance Act to Be Introduced in House” (Independent Agent magazine, 2020.5.21)
- Julie E. Nevins & Robert Lewin, “Will Business Interruption Insurance Provide Coverage for Coronavirus Losses?” (CPA Journal, 2020.4)
- Max H. Stern & Jessica E. La Londe, “Pandemic B.I. claims: After the sound and fury, where are we now?” (PropertyCasualty360, 2020.6.18)
- Michael Menapace, “Business Interruption Claims Related to COVID-19” (Triple-I Blog, 2020.4.1)
- Peter Littlejohns, “Two months of retroactive insurance could wipe out half of P&C capital and surplus, says AM Best” (NS Insurance, 2020.5.6)
- Robert Hartwig & APCIA, “Uninsurability of Mass Market Business Continuity Risks from Viral Pandemics” (APCIA, 2020.5.26)
- Susanne Sclafane, “Insurance Groups Team Up on Federal ‘Business Continuity Protection Program’” (Carrier Management, 2020.5.21)
- Susanne Sclafane, “P/C Insurers Back a Federal Pandemic Loss Fund But Not a Backstop Like TRIA” (Insurance Journal, 2020.5.19)
- Wyatt Stewart, “Big ‘I’ Announces Support for Business Continuity Protection Program” (Independent Agent magazine, 2020.5.21)

＜参考ウェブサイト＞

- 全米相互保険会社協会 (NAMIC) <https://www.namic.org/>
- 全米保険庁長官会議 (NAIC) <https://content.naic.org/>
- 損害保険事業総合研究所 <https://www.sonposoken.or.jp/>
- 米国財務省 <https://home.treasury.gov/>
- 米国損害保険協会 (APCIA) <http://www.pciaa.net/>
- 米国独立代理店・ブローカー協会 (IIABA) <https://www.independentagent.com/>
- 米国保険情報協会 (I.I.I.) <http://www.iii.org/>
- 保険監督者国際機構 (IAIS) <https://www.iaisweb.org/>
- 保険サービス事務所 (ISO) <https://www.verisk.com/insurance/brands/iso/>
- AIG <https://www.aig.com/>
- AM Best <http://www.ambest.com/>

- Business Insurance <https://www.businessinsurance.com/>
- Carrier Management <https://www.carriermanagement.com/>
- Chubb <https://www.chubb.com/US-EN/>
- CMBG₃ Law <https://www.cmbg3.com/>
- Covington & Burling LLP <https://www.cov.com/>
- CPA Journal <https://www.cpajournal.com/>
- Digital Insurance <https://www.dig-in.com/>
- Independent Agent magazine <https://www.iamagazine.com/>
- Insurance Journal <http://www.insurancejournal.com/>
- Insurance Post <https://www.postonline.co.uk/>
- Johns Hopkins University <https://www.jhu.edu/>
- NS Insurance <https://www.nsinsurance.com/>
- PropertyCasualty360 <https://www.propertycasualty360.com/>
- Travelers <https://www.travelers.com/>
- Verisk Analytics <https://www.verisk.com>